

助成事業名	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
-------	----------------------

国補・県単別	国補	分類	1-1	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	過疎地域市町村、特定農山村地域市町村、振興山村地域市町村、半島振興対策実施地域市町村、辺地その他総務大臣が認める地域等			関係省庁名	総務省、内閣府				

事業の目的・概要	過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を国が支援することにより、継続的な集落の維持・活性化を図ることを目的とする。			補助対象事業・補助基準等	集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が活性化プランに基づき取り組む事業（ソフト事業中心）を対象とする。	留意事項	
	根拠法令等	・過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱 ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱					
申請時期・手続き等	4	内示	補助率・額	【交付対象経費】 事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費（ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。）に対する市町村の補助に必要な経費。 ア 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） イ 生活の安全・安心確保対策（有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等） ウ 都市と地域の交流・移住促進対策 エ 地域文化伝承対策 オ その他適当と認められるもの 【交付限度額】 1,500万円 ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業（2,000万円） ②ICT等技術を活用する事業（2,500万円） ③上記①・②併用事業（3,000万円）	事例等	・H28：館山市（協働・交流・連携によるまちづくり） ・R4：勝浦市（海水浴場活性化と国際環境認証ブルーフラッグ取得による地域活性化事業）	
	5	交付決定					
	6						
	7						
	8				対象市町村等数54 ※		
	9				実施市町村等数（6年度）－		
	10						
	11						
	12						
	1	募集開始					
	2	提案書類提出					
	3	実績報告					
					備考	※本交付金は、過疎地域市町村等特定の市町村を対象としているが、これらに準ずる地域と総務大臣が認めれば対象となり得るため、対象は全市町村としている。	

助成事業名	過疎地域持続的発展支援事業
-------	---------------

国補・県単別	国補	分類	1-2	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村等（過疎地域市町村、構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等）、都道府県			関係省庁名	総務省				

事業の目的・概要	過疎地域における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業を行う。		補助対象事業・補助基準等	ア ICT等技術活用事業 【対象：市町村等】 ・産業振興（スモールビジネス振興） ・生活の安心・安全確保対策 ・集落の維持・活性化対策 ・移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進 ・地域文化伝承対策 ・環境貢献施策の推進	留意事項			
根拠法令等	・過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱			イ 人材育成事業 【対象：市町村等、都道府県】 ①都道府県が実施する場合 過疎地域市町村等の住民を対象として複数の過疎市町村等と連携して実施する過疎地域の持続的発展に資する事業 ＜内容＞ ・地域のリーダー（※）の育成、交流、分野別の人材育成研修等 （※）地域のリーダーのイメージ ・様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材） ・地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材 ・地域内人材と外部人材をつなぐ人材 ・ITリテラシーに長けた人材 等 ②市町村等が実施する場合 当該過疎地域市町村の伝統、文化の継承に係る事業に限る（都道府県が実施する事業とその目的や内容が重複しない事業）		事例等	・R6：東庄町（ドローンで地域課題を解決するためのパイロットの育成及び自動操縦による物流ドローンの実証試験事業）	
申請時期・手続き等	4	内示		補助率・額	【交付対象経費】 1 経費 ・ICT等技術活用事業費 ・人材育成事業費 ・市町村等事務費 2 人材育成事業における一事業当たりの固定資産購入費 ①市町村等の場合 交付限度額の1／2以内の額。（交付対象経費が交付限度額に満たない事業の場合は、交付対象経費の1／2以内の額。） ②都道府県の場合 交付対象経費の1／2以内の額とする。 【交付限度額】 ①市町村等の場合 2,000万円 ②都道府県の場合 交付対象経費の1／2又は6／10（※） ※…財政力指数0.51未満に限る		対象市町村等数 13	
	5	交付決定					実施市町村等数（6年度） 1	
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1	募集開始					備考	※対象市町村等数は、過疎地域要件に該当するもの。
2	提案書類提出							
3	実績報告							

助成事業名	過疎地域集落再編整備事業
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	1-3	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	過疎地域市町村			関係省庁名	総務省				

事業の目的・概要	過疎地域の集落再編を図る。		補助対象事業・補助基準等	・集落等移転事業 基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業 ・定住促進団地整備事業 地域における定住を促進するための住宅団地を造成する事業 ・定住促進空き家活用事業 地域における定住を促進するための当該市町村内に点在する空き家を有効活用して住宅を整備する事業 ・季節居住団地整備事業 漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成する事業	留意事項		
根拠法令等	・過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱						
申請時期・手続き等	4	内示			補助率・額	【交付対象経費】 1 経費 ・移転の円滑化に要する経費 ・団地造成費 ・移転先住宅建設等助成費 ・生活関連施設整備費 ・産業基盤施設整備費 ・空き家改修費 2 一事業当たりの交付対象経費の限度額 ・集落等移転事業 6,144千円に移転戸数を乗じて得た額 ・定住促進団地整備事業 3,877千円に団地内戸数を乗じて得た額 ・定住促進空き家活用事業 4,000千円に整備戸数を乗じて得た額 ・季節居住団地整備事業 4,738千円（※）に団地内戸数を乗じて得た額 （※）…当該団地において高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合は、3,877千円 【交付限度額】 交付対象経費に2分の1を乗じて得た額	事例等
	5	交付決定					
	6						
	7						
	8						
	9						
	10		対象市町村等数 13				
	11		実施市町村等数（6年度） ー				
	12		※対象市町村等数は、過疎地域要件に該当するもの。				
	1	募集開始	備考				
	2	提案書提出					
	3	実績報告					

助成事業名	地域経済循環創造事業交付金
-------	---------------

国補・県単別	国補	分 類	1 - 5	県 担 当 課	市町村課	室等	自治振興室	内 線	2147
事業実施主体	県・市町村			関係省庁名	総務省				

事業の目的・概要	都道府県及び市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。		補助対象事業・補助基準等	事業内容	留意事項		
	根拠法令等	地域経済循環創造事業交付金交付要綱		(1) 下記のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、民間事業者等が、初期投資を行う事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合に、当該地方公共団体に対して、交付金を交付する。 ・地域密着型（地域資源の活用） ・地域課題への対応（公共的な課題の解決） ・地域金融機関等による融資等 ・新規性（新規事業） ・モデル性			
申請時期・手続き等	6			(2) 地方公共団体に対して、上記の目的に即した民間事業者等、大学等、金融機関、地方公共団体及び地域経済活性化支援機構等が連携して実施する地域経済活性化事業に要する出資等の経費についての助成を行う。	事例等	令和2年度実施市町村 市原市 令和5年度実施市町村 白子町 令和6年度実施市町村 旭市、匝瑳市	
	7					対象市町村等数	54
	8					実施市町村等数（6年度）	2
	9						
	10						
11							
12							
1							
2							
3							
4							
5							
			補助率・額	補助上限：25,000千円 (融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限 35,000 千円。2倍以上の場合は、上限 50,000 千円) 補助率：1／2 (事業内容や市町村により2／3、3／4の場合あり)	備考		

助成事業名	千葉県市町村振興資金貸付
-------	--------------

国補・県単別	県単	分類	1－6	県主管課	市町村課	室等	理財班	内線	2136
事業実施主体	市町村又は一部事務組合			関係省庁名					

事業の目的・概要	市町村振興を図るため、地方債制度を補完するものとして、市町村及び一部事務組合が実施する公共施設の建設事業等に対して、資金の貸付を行うものである。		補助対象事業・補助基準等	1 貸付対象事業 （１）一般事業資金 公共施設又は公用施設の建設事業等（除却事業を含む） （２）特別事業資金 住民福祉の向上等のため、特に必要な建設事業等 ・防災施設等整備促進事業資金 ・市町村合併支援事業資金 ・公社等保有土地の再取得等事業資金 ・水道総合対策事業資金 2 貸付利率 財政融資資金利率の2分の1 ただし、防災施設等整備促進事業資金及び市町村合併支援事業資金は無利子 3 償還期間 12年以内（うち据置期間2年以内） ただし、防災施設等整備促進事業資金にあつては、建物、構築物等耐用年数が12年を超えるものは20年以内（据置期間は上記に同じ）。 4 償還方法 元利均等年賦償還	留意事項	3月に貸付を行うため、当該年度中に事業完了する事業のみを対象とすること。	
	・千葉県市町村振興資金貸付規則 ・市町村水道総合対策事業助成要綱						
申請時期・手続き等	4	貸付要望見込み調査	補助率・補助基準等	1 充当率 貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他特定財源を控除した額の7／10以内 ただし、防災施設等整備促進事業資金及び公社等保有土地の再取得等事業資金は10／10以内 2 貸付金額 （１）1件当たりの貸付金額の算定額が300万円を下回る事業は、貸付対象外。 （２）1団体当たりの貸付金額の総額は、原則として3億円以内。	事例等	令和4年度実施市町村等 （10市、4一部事務組合） 令和5年度実施市町村等 （11市、1一部事務組合） 令和6年度実施市町村等（予定） （10市、2一部事務組合）	
	5					対象市町村等数 92	
	6					実施市町村等数（6年度予定） 12	
	7					※対象市町村等数については、政令指定都市及び広域連合を除く。	
	8						
	9						
	10	貸付本要望聴取	補助率・額		備考		
	11						
	12						
	1	貸付変更及び追加要望聴取					
	2						
	3	貸付申請 貸付決定 貸付請求 貸付					

助成事業名	地域活性化事業
-------	---------

国補・県単別	その他	分類	1－7	県担当課	市町村課	室等	理財班	内線	2137
事業実施主体	市町村			関係省庁名	総務省地域力創造グループ地域政策課、地域情報化企画室、地域自立応援課、地域振興室、人材力活性化・連携交流室、総務省自治行政局市町村課				

事業の目的・概要	自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業、人口減少・少子高齢社会において活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備に限る。）、中心市と近隣市町村の相互連携を強化し、圏域全体で生活機能を確保する定住自立圏構想の推進に資する事業（医療・福祉、産業振興及び公共交通の3分野に限る。）及び合併の円滑化に係る事業を地域活性化事業債の対象とする。			留意事項	・地方単独事業 ・国庫補助事業（一部事業のみ）		
	根拠法令等	・地方債同意等基準 ・地方債同意等基準運用要綱					
申請時期・手続き等	4		補助対象事業・補助基準等	1 地域経済循環の創造 自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備	事例等	令和4年度（14市） 市川市、船橋市、松戸市、旭市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、浦安市、四街道市、八街市、南房総市、香取市	
	5	事業計画提出（一次）		2 人材力の活性化 地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備		令和5年度（5市） 船橋市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	
	6			3 地域の歴史文化資産の活用 個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備		令和6年度（4市） 船橋市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市	
	7	起債協議（一次）		4 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保 少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備			
	8	起債同意等（一次）		5 連携中枢都市圏構想の推進 連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備			
	9			6 定住自立圏構想の推進 定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なもの			
	10			7 合併の円滑化 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の下で平成22年4月1日以降に合併した市町村等が行う事業			
	11		補助率・額	・地域活性化事業債充当率90% ・起債元利償還金の30%について交付税算入	備考	「事業の目的・概要」及び「補助対象事業・補助基準等」については、「令和6年度地方債同意等基準運用要綱」によるもの。	
	12	事業計画提出（二次）					
	1						
	2	事業計画提出（最終）					
	3	起債協議・同意等（二次・最終）					

実施市町村等数（6年度）

4

助成事業名	コミュニティ助成事業（宝くじ）
-------	-----------------

国補・県単別	その他	分類	1－8	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2362
事業実施主体	市町村、市町村が認めるコミュニティ組織、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等			関係省庁名	（一財）自治総合センター				

事業の目的・概要	(一財) 自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、共生のまちづくり、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するもの。		補助対象事業・補助基準等	【助成対象事業の種類】 助成事業の種類は、以下の5事業である。 ① 一般コミュニティ助成事業 ② コミュニティセンター助成事業 ③ 青少年健全育成助成事業 ④ 地域づくり助成事業 ア 共生の地域づくり助成事業 イ 活力ある地域づくり助成事業 ・地域資源活用事業 ・広域連携推進事業		留意事項	・次のものは助成対象外の経費とする。 (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。 (2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。 ※ コミュニティ助成事業留意事項を参照のこと。			
	根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱 コミュニティ助成事業留意事項		令和4年度事業実施市町村等 ・一般コミュニティ助成事業（29市4町） 八千代市、九十九里町外31団体 ・コミュニティセンター助成事業（2市2町） 流山市、いすみ市、横芝光町、睦沢町 ・青少年健全育成事業（1市） 四街道市 ・共生の地域づくり助成事業（1町） 東庄町 ・活力ある地域づくり助成事業（申請無し）						
申請時期・手続き等	4		補助対象事業・補助基準等	各事業は、次の要件を満たすものとする。 (1)宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。 (2)国の補助金及び地方債を充当していないもの。 (3)4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。 (4)原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。		事例等	令和5年度事業実施市町村等 ・一般コミュニティ助成事業（24市7町） 富津市、御宿町外29団体 ・コミュニティセンター助成事業（2市1町） 香取市、富津市、大多喜町 ・青少年健全育成事業（2市） 流山市、四街道市 ・共生の地域づくり助成事業（2市） 我孫子市、佐倉市 ・活力ある地域づくり助成事業（申請無し）			
	5	※事業完了後は速やかに実績報告書を提出すること。		【助成対象経費】 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。			令和6年度事業実施市町村等 ・一般コミュニティ助成事業（19市6町） 銚子市、酒々井町外23団体 ・コミュニティセンター助成事業（2市） 富津市、香取市 ・青少年健全育成事業（1市） 四街道市 ・共生の地域づくり助成事業（1市） 佐倉市 ・活力ある地域づくり助成事業（1町） 芝山町			
	6			【助成事業の実施主体】 ①一般コミュニティ助成事業 ②コミュニティセンター助成事業 ③青少年健全育成助成事業 上記①～③については、市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織			対象市町村等数		53	
	7			④地域づくり助成事業 ア 共生の地域づくり助成事業 市町村 イ 活力ある地域づくり助成事業 ・地域資源活用事業 ・広域連携推進事業 市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等			実施市町村等数（6年度）		28	
	8	翌年度助成事業 募集開始					備考		※対象市町村等数は、政令指定都市を除く。 ※平成22年度申請事業から、緑化推進コミュニティ助成事業は一般コミュニティ助成事業と統合された。 ※平成23年度申請事業から、「共生のまちづくり助成事業」がコミュニティ助成事業に統合され、「共生の地域づくり助成事業」に、財団法人地域活性化センターで行っていた「魅力ある商店街づくり助成事業」と「活力ある地域づくり支援事業」が統合し移管されて「活力ある地域づくり助成事業」に変更された。	
	9	翌年度助成事業 申請書提出								
	10	翌年度助成事業 申請内容確認【県】								
	11									
	12	翌年度助成事業 申請内容確認【（一財）自治総合センター】	補助率・額	①一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで ②コミュニティセンター助成事業 対象事業費の3/5 以内に相当する額。 ただし、1,500万円まで ③青少年健全育成助成事業 30万円から100万円まで ④地域づくり助成事業 ア 共生の地域づくり助成事業 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで イ 活力ある地域づくり助成事業 ・地域資源活用事業 200万円まで ・広域連携推進事業 200万円まで						
	1	※助成金の交付決定については、実績報告書の提出後、適宜（一財）自治総合センターの審査が終わり次第。								
	2									
	3	助成決定通知								

助成事業名	宝くじスポーツフェア
-------	------------

国補・県単別	その他	分類	1－9	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	都道府県及び市町村（政令指定都市は除く。）			関係省庁名	（一財）自治総合センター				

事業の目的・概要	宝くじの社会貢献広報事業として、「宝くじスポーツフェア」を全国各地で実施し、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。		補助対象事業・補助基準等	【実施事業】 (1) “宝くじスポーツフェア” ドリーム・ベースボール (2) “宝くじスポーツフェア” ドリーム・バレーボール (3) “宝くじスポーツフェア” ドリーム・サッカー	留意事項	・地方公共団体は、この事業が円滑に実施されるよう積極的に協力すること。特に、広報誌への掲載、ポスター・チラシの掲示、配布等事業の周知を行い、会場を満員にするよう努力すること。 ・本事業は、宝くじの社会貢献広報事業として実施するものであることから、地方公共団体は、本事業の周知に際し、印刷物等広報媒体において宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報に努めること。特に、市町村の発行する広報誌には、必ず掲載し、状況に応じ複数号に掲載すること。 ・各事業の実施に関する留意事項を参照のこと。	
	根拠法令等 ・宝くじスポーツフェア実施要綱 ・宝くじスポーツフェア ドリーム・ベースボール留意事項 ・宝くじスポーツフェア ドリーム・バレーボール留意事項 ・宝くじスポーツフェア ドリーム・サッカー留意事項			【実施の条件】 (1)主催者 主催者は、地方公共団体（都道府県及び市町村）及び（一財）自治総合センターとする。 (2)時期 日曜日、祝祭日を含む2日間 ※2日目が休日になるように設定			
申請時期・手続き等	4	※事業実施後、速やかに実績報告書を提出			事例等	令和4年度 ・ドリーム・ベースボール 成田市 令和5年度 ・申請なし 令和6年度 ・ドリーム・ベースボール 習志野市	
	5						
	6						
	7						
	8	翌年度助成事業 募集開始	補助率・額	補助率・額	備考	(3)経費 事業実施にかかる経費は、原則として（一財）自治総合センターが負担するが、次の開催地の主たる業務に要する経費は開催地が負担する。 【開催地の主たる業務】 ①会場及び付帯施設、設備の提供と運営（野球・サッカーの音響費を除く。） ②運営スタッフの提供 ③参加者、出場者の募集と管理 ④開催告知及び集客 （告知用ポスター・チラシは（一財）自治総合センターで作成し、提供する。） ⑤選手等の送迎 （最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等） （2日間の選手送迎用のバス借り上げ費用は、自治総合センターにおいて負担、それ以外は、開催地の負担とする。） ⑥選手・スタッフの昼食等手配	
	9						
	10						
	11	翌年度助成事業内定				対象市町村等数 53 実施市町村等数（6年度） 1	
	12					※対象市町村等数は、政令指定都市を除く。	
	1						
	2						
	3	助成決定通知					

助成事業名	環境保全促進助成事業
-------	------------

国補・県単別	その他	分類	1-11	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	都道府県、市町村及び市町村が認めるコミュニティ組織			関係省庁名	(一財) 自治総合センター				

事業の目的・概要	(一財) 自治総合センターが、コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図るものである。		根拠法令等	・環境保全促進助成事業実施要綱 ・環境保全促進助成事業留意事項		補助対象事業・補助基準等	助成金交付の対象となる事業は、地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業を対象とする。 なお、毎年繰り返し実施する事業や書籍類の刊行及び単発的なクリーン作戦等の本事業の趣旨になじまないものは対象外とする。 また、国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了するものであること。	留意事項	
申請時期・手続き等	4	※事業実施後、速やかに実績報告書を提出	補助対象事業・補助基準等			事例等	令和４年度実施市町村等 君津市		
	5						令和５年度実施市町村等 千葉市、佐倉市		
	6						令和６年度実施市町村等 千葉市、市川市		
	7								
	8	翌年度助成事業 募集開始							
	9	翌年度助成事業 申請書提出							
	10						対象市町村数	54	
	11						実施市町村数（６年度）	1	
	12	翌年度事業内定							
	1			補助率・額	・事業実施団体が県、市町村の場合は、１件あたり２００万円を限度とする。		備考		
	2				・事業実施団体がコミュニティ組織の場合は、１件あたり１００万円を限度とする。				
	3	助成決定通知							

助成事業名	移住・定住・交流推進支援事業
-------	----------------

国補・県単別	その他	分類	1-12	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会			関係省庁名	(一財) 地域活性化センター、(一財) 全国市町村振興協会				

事業の目的・概要	一般財団法人全国市町村振興協会の助成金等を財源に、地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村等、またはNP0・ボランティア団体・各種協議会・商工会議所等が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。			1 助成対象事業 （1）都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するものとする。 ア. 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。なお、計画策定のみに係る事業については対象外とする。 イ. 助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。 ウ. 他に国の補助金の交付を受けていないこと。 （2）助成対象事業は、当該年4月1日から翌年1月末日までに実施する事業とする。 2 助成対象経費 助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、又は事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とする。	留意事項	助成事業の採択にあたっては、他に見られない先駆的・独創的かつ継続性・発展性のある事業を優先し、全体事業費に対して、委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位を低くするものとします。 また、地域交流の推進を目的とする事業については、助成対象団体の地域外との交流を行うものを優先します。	
	根拠法令等	・移住・定住・交流推進支援事業実施要綱 ・移住・定住・交流推進支援事業「ア 一般事業」実施に係る留意事項					
申請時期・手続き等	4		補助対象事業・補助基準等		事例等	令和元年度実施市町村（1市） 習志野市 令和4年度実施市町村（1町） 長柄町 令和6年度実施市町村（1市） 匝瑳市	
	5					対象市町村等数	※
	6					実施市町村等数（6年度）	1
	7					※補助要件に該当するもの	
	8					平成26年度まで「移住・交流による地域活性化支援事業」。	
	9						
	10						
	11	翌年度募集通知					
	12						
	1	翌年度交付申請					
	2	当該年度実績報告書提出	補助率・額	1 助成金の額は、1件につき2,000千円を上限とする。 2 助成金の額は、対象事業経費の100%以下とする。	備考		
	3	当該年度補助金交付 翌年度採択通知					

助成事業名	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業
-------	----------------------

国補・県単別	その他	分類	1-13	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会			関係省庁名	(一財) 地域活性化センター、(一財) 全国市町村振興協会				

事業の目的・概要	一般財団法人全国市町村振興協会の助成金等を財源に、「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行う。		補助対象事業・補助基準等	1 助成対象事業 （１）将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するものとする。 ア．助成対象団体もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。 イ．事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること（地域経済循環分析事業にあつては、助成終了後に地域経済の活性化への取組が実施されると認められるものであること） ウ．他に国の補助金の交付を受けていないこと。 （２）助成対象事業は、当該年４月１日から翌年１月末日までに実施する事業とする。	留意事項	
根拠法令等	・地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱 ・地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施に係る留意事項					
申請時期・手続き等	4			2 助成対象経費 助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とする。		事例等
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11	翌年度募集通知				
	12					
	1	翌年度交付申請				
2	当該年度実績報告書提出		補助率・額			
3	当該年度補助金交付 翌年度採択通知					
		1 助成金の額は、地方創生人材育成伴走型支援事業および一般事業は1件につき1,500千円、地域経済循環分析事業は1件につき2,000千円を上限とする。 2 助成金の額は、対象事業経費の100%以下とする。	備考			
				令和３年度実施市町村（1市） 富里市		
				対象市町村等数	※	
				実施市町村等数（６年度）	－	
				※補助要件に該当するもの		

助成事業名	地方創生アドバイザー事業
-------	--------------

国補・県単別	その他	分類	1-14	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会			関係省庁名	(一財) 地域活性化センター				

事業の目的・概要	地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家を招聘し、自主的、主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む事業に対する支援を行う。			1 助成対象事業 （１）助成対象団体が地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるものとする。 （２）助成対象事業は、当該年4月1日から翌年1月末日までに実施する事業とする。	2 助成対象経費 助成対象経費は、助成対象団体がアドバイザーを招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費とする。	留意事項	
	根拠法令等	・地方創生アドバイザー事業実施要綱 ・地方創生アドバイザー事業実施要綱留意事項					
申請時期・手続き等	4		補助対象事業・補助基準等			事例等	令和4年度実施市町村（2市） 野田市、富里市 令和5年度実施市町村（1町） 一宮町 令和6年度実施市町村（1市） 富里市
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11	翌年度募集通知					
	12						
	1	翌年度交付申請					
	2	当該年度実績報告提出	補助率・額	1 助成金の額は、1 件につき20 万円を上限とする。 2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。	備考	※補助要件に該当するもの 平成27年度まで「地域づくりアドバイザー事業」。	
	3	当該年度補助金交付 翌年度採択通知					

助成事業名	地域づくり団体活動支援事業		
-------	---------------	--	--

国補・県単別	その他	分類	1-15	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2362
事業実施主体	全国協議会に登録している 地域づくり団体			関係省庁名	地域づくり団体全国協議会、（一財）全国市町村振興協会				

事業の目的・概要	(一財) 全国市町村振興協会の助成金等を財源に、全国協議会登録団体が行う研修会等に対して、その費用の一部を助成し、地域づくり団体全国研修交流会及びコーディネーター研修会の効果的・効率的な運営に資するとともに、今後の地域づくり団体の活動を支援するために行う事業である。			補助対象事業・補助基準等	1 対象事業 講師等派遣事業 登録団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業（多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの）とする。 2 助成対象経費 (1) 謝金 (2) 旅費（交通費、宿泊費）	留意事項	・同年度に「都道府県協議会等体制強化事業」または「地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業」の助成を受けた団体は、助成対象外とする。	
	根拠法令等	・地域づくり団体活動支援事業実施要綱 ・地域づくり団体活動支援事業の実施に係る留意事項						
申請時期・手続き等	4	※事業実施の2か月前までに交付申請書を提出する。(申請期限は当該年度12月31日)			補助率・額	事例等	令和4年度（1団体） 特定非営利法人いちかわライフネットワーク（市川市）	
	5	※全国協議会にて助成の可否を決定 ※助成が認められたら、事業を実施					令和5年度（4団体） 特定非営利法人いちかわライフネットワーク（市川市）外3団体	
	6	※事業完了の1か月後または当該年度3月1日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する。					令和6年度（1団体） 特定非営利法人いちかわライフネットワーク（市川市）	
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1							
2								
3	募集通知（翌年度）					備考	※補助要件に該当するもの 全体の申請額が、全国協議会の予算額を上回る場合は、年度途中で申請受付が締切となることもある。	

助成事業名	地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）
-------	----------------------

国補・県単別	その他	分類	1-16	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村			関係省庁名	（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）				

事業の目的・概要	地方公共団体が金融機関等と共同して、地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、（一財）地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金の貸付を行う。		補助対象事業・補助基準等	1 対象事業 貸付の対象となる事業は、地域振興に資するあらゆる分野の民間事業が対象となるが、次の各号のすべてに該当するものとする。 ① 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの ② 事業の営業開始に伴い、事業地域内において指定都市にあっては5人以上、市町村にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの ③ 融資下限額は100万円以上。 ④ 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの	留意事項			
	地域総合整備資金貸付要綱			2 対象事業費 （1）設備の取得等にかかる費用 （2）試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料） 3 貸付対象者 法人格を有する民間事業者等 4 貸付条件等 ・貸付比率は無利子 ・貸付対象期間は4年以内 ・貸付金の償還期間は20年以内（5年以内の据置期間を服務） ・民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴する				
根拠法令等	4	※事前協議受付は随時	補助率・額	・1件当たりの貸付額は、20億円（政令市は80億円）を限度とする。 ・過疎地域・定住自立圏等については、融資比率（60％）、融資限度額（24億円）に特例措置がある。 ・地域再生計画認定地域等の場合は融資限度額（30億円）に特例措置がある。 ・貸付額は設備の取得等に係る費用は50％を限度とする。試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用は20％未満となる。	事例等			
	5					対象市町村数	54	
	6					実施市町村数（6年度）	-	
	7	第1回分決定			備考	令和4年度改正 ●脱炭素化に資する事業に対する融資比率、融資限度額、雇用要件の適用 ●最も高い融資比率及び融資限度額とし、雇用要件の特例（都道府県・政令指定都市「1人以上」）を適用 ●都道府県・指定都市に係る雇用要件変更「10人以上」→「5人以上」 ●地方団体が企業に無利子貸付をする際の償還期限変更「15年以内」→「20年以内」		
	8					令和5年度改正 ●「ローカル10,000プロジェクト」にふるさと融資を利用できるよう改正。		
	9					令和6年度改正 ●融資比率の引上げ（35%→50%） ●融資限度額の引上げ ●要件一覧の区分の見直し ●融資下限額等の引下げ ●申込受付回数増加 ●申請書類等の簡素化		
	10	第2回分決定						
	11							
	12							
	1	第3回分決定						
	2							
	3							

助成事業名	ふるさとものづくり支援事業		
-------	---------------	--	--

国補・県単別	その他	分類	1-17	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村			関係省庁名	(一財)地域総合整備財団（ふるさと財団）				

事業の目的・概要	企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、当該市町村に対し補助金を交付することにより地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進することを目的とする。		補助対象事業・補助基準等	1 補助対象 (1)新商品開発に取り組む企業等に対して市町村が必要な経費の補助を行うとき。 (2) これまでに新商品の開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていない企業等に対して、市町村がその商品化に向けた市場調査、販路開拓等に必要な経費の補助を行うとき。	留意事項				
根拠法令等	ふるさとものづくり支援事業実施要綱 ふるさとものづくり支援事業募集要領			2 補助対象事業 補助金の対象となる事業は、補助を受ける企業等が自ら研究開発、製造又は販売するものであり、将来的に事業化、量産化が可能な特徴ある新商品開発とする。					
申請時期・手続き等	4			3 補助対象経費 市町村が補助する企業等の新商品の研究開発、販路開拓等に必要となる経費で、要綱で定める次の経費。 ・謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費、その他経費		事例等			
	5								
	6								
	7								
	8								
	9	翌年度募集通知 当該年度中間報告							
	10						対象市町村等数 54		
							実施市町村等数（6年度） -		
	11	翌年度申請		・補助上限額 Aタイプ 1,000万円以内 Bタイプ 500万円以内 Cタイプ 100万円以内 Dタイプ 200万円以内 （いずれも予算の範囲内）			備考	平成21年度まで「新分野進出等企業支援補助事業」、平成27年度まで「新技術・地域資源開発補助事業」。	
	12			・補助率 補助対象経費の2/3以内 （過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地域においては9/10）					
1									
	2		補助率・額						
3	当該年度実績報告								

助成事業名	地域再生マネージャー事業（ふるさと再生事業）
-------	------------------------

国補・県単別	その他	分類	1-18	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村、複数市町村、広域連合等			関係省庁名	（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）				

事業の目的・概要	地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門的人材の活用を支援することにより、当該地域の実情に応じた地域再生を推進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与する		1 助成対象事業 市町村等が、地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、外部専門家を活用して地域住民主体による持続可能な実施体制を構築し、地域資源を活用したビジネスの創出、観光・農林水産業等の振興による地域経済の活性化、地域への移住・定住の促進、関係人口の創出等を図るために実施する事業。	留意事項			
	地域再生マネージャー事業 実施要綱						
根拠法令等			2 実施要件 次の各号のすべてに該当するものとする。 （１）市町村等が、継続的に地域再生を推進するために行うものであること。 （２）他の市町村における地域再生のモデルとなり得るものであること。 （３）補助対象事業について補助金等を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けないものであること。				
申請時期・手続き等	4		3 助成対象経費 （１）外部専門家の活用に関する経費。 （２）委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費その他の補助対象事業を実施するために必要となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)。ただし、個々の経費が高額になる場合や、耐用年数が１年以上の物品を購入する予定がある場合は、事前に財団の了解を得るものとする。	補助対象事業・補助基準等	事例等	令和４年度実績市町村（１市） 銚子市 令和５年度実績市町村（１市） 銚子市 令和６年度実績市町村（１市） 銚子市	
	5					対象市町村等数	54
	6					実施市町村等数（６年度）	1
	7					平成28年度まで「新・地域再生マネージャー事業（外部人材活用助成）」 令和4年度まで「地域再生マネージャー事業（外部専門家活用助成）」	
	8						
	9	翌年度募集通知					
	10						
	11						
	12	翌年度申請					
	1						
備考	2	当該年度実績報告 翌年度交付決定	補助率・額	備考			
	3	当該年度補助金交付					

助成事業名	地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業）		
-------	------------------------	--	--

国補・県単別	その他	分類	1-19	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村、複数市町村、広域連合等			関係省庁名	（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）				

事業の目的・概要	地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門的人材の活用を支援することにより、当該地域の実情に応じた地域再生を推進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与する		1 助成対象事業 市町村等が、まちなか（生活に必要な機能が相当程度集積する区域）において生じているまちとしての魅力・求心力の低下等の課題への対応について、外部専門家を活用して総合的な見地からまちなかのにぎわい創出など都市機能等の充実を推進し、まちなかの再生を図るために実施する事業。	2 実施要件 次の各号のすべてに該当するものとする。 （１）市町村等が、継続的に地域再生を推進するために行うものであること。 （２）他の市町村における地域再生のモデルとなり得るものであること。 （３）補助対象事業について補助金等を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けないものであること。	留意事項			
	根拠法令等	地域再生マネージャー事業実施要綱						
申請時期・手続き等	4		補助対象事業・補助基準等	3 助成対象経費 （１）外部専門家の活用に関する経費。 （２）委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費その他の補助対象事業を実施するために必要となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)。ただし、個々の経費が高額になる場合や、耐用年数が１年以上の物品を購入する予定がある場合は、事前に財団の了解を得るものとする。	事例等			
	5							
	6							
	7					対象市町村数	54	
	8						実施市町村数（６年度）	-
	9	翌年度募集通知						
	10					備考	令和4年度まで「まちなか再生支援事業」	
	11							
	12	翌年度交付申請						
	1							
	2	当該年度実績報告 翌年度交付決定						
	3	当該年度補助金交付						
		補助率・額	・助成上限額 700万円以内（複数の市町村が共同で取り組む事業または広域連合等地方自治法に基づく団体が取り組む事業は1,000万円が上限） ・補助率 契約金額の2/3以内					

助成事業名	地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）
-------	---------------------------

国補・県単別	その他	分類	1-20	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村、複数市町村、広域連合等			関係省庁名	（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）				

事業の目的・概要	地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門的人材の活用を支援することにより、当該地域の実情に応じた地域再生を推進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与する			1 助成対象事業 市町村等が地域再生に取り組むに当たり、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない初期段階において、財団より派遣される外部専門家を活用することで、その解決に向けた地域再生の方向性を明確にすることを目的とする	2 助成対象経費 外部専門家への謝金及び旅費。その他必要となる経費については、原則として派遣を受ける市町村の負担とする。	留意事項		
	地域再生マネージャー事業実施要綱							
根拠法令等			補助対象事業・補助基準等					
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9	翌年度募集通知						
	10	翌年度申請（1回目）						
	11							
	12							
	1							
	2	翌年度申請（2回目）		補助率・額				
	3	翌年度申請（3回目）※7/31まで						
			事例等	令和4年度実施市町村（1市） 船橋市 令和6年度実施市町村（1町） 九十九里町				
		対象市町村数		54				
		実施市町村数（6年度）		1				
			備考	平成28年度まで「新・地域再生マネージャー事業（外部人材派遣）」 令和4年度まで「地域再生マネージャー事業（外部専門家派遣）」				

助成事業名	公民連携アドバイザー派遣事業
-------	----------------

国補・県単別	その他	分類	1-21	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	地方公共団体（市町村、一部事務組合）			関係省庁名	（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）				

事業の目的・概要	地方公共団体における公民連携事業の事例等に関する調査・研究のため、公民連携事業を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又は財団の担当職員を講師として派遣し、現地調査を行うと同時に助言を行う。			根拠法令等	公民連携アドバイザー派遣事業実施要綱			補助対象事業・補助基準等	○助言の内容 ・本事業における助言は、地域の実情に即して行うものとし、その内容は、下記事業の制度概要、事業実施に関する一般的留意事項、事例の紹介等とし、具体的案件の政策判断に係る助言・提案・指導等を行わない。 ・既に他の専門家による業務支援を受ける予定又は現に業務支援を受けている事業については、原則として本事業による助言の対象とはしない。 ○公民連携事業 (1) P F I 事業をはじめとする公共施設等の整備、運営管理などハード分野の取組みや、地域課題・行政課題をデジタル技術等で解決するソフト分野の取組みを、公民連携（P P P）で実施する事業 (2) 公共施設等を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する取組みであり、公共施設等で提供されるサービスの運営も含むもの	留意事項		
申請時期・手続き等	4			事例等	令和4年度実施市町村（1市） 習志野市 令和5年度実施市町村 なし 令和6年度実施市町村（2市1町） 佐倉市、旭市、横芝光町							
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10				対象市町村数 ※							
					実施市町村数（6年度） 3							
	11				※補助要件に該当するもの							
	12	翌年度募集通知										
1	翌年度交付申請		備考									
2												
3												
			補助率・額									

助成事業名	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業
-------	--------------------------

国補・県単別	その他	分類	1-22	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2362
事業実施主体	全国協議会に登録している 地域づくり団体			関係省庁名	地域づくり団体全国協議会、（一財）全国市町村振興協会				

事業の目的・概要	(一財) 全国市町村振興協会の助成金等を財源に、全国協議会に登録している団体の活動資金調達を支援するため、クラウドファンディングの活用に伴う費用の一部を助成する事業である。		補助対象事業・補助基準等	1 助成対象事業 (1) 登録団体が行う自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業とする。 (2) 当該年度4月1日から12月31日までにクラウドファンディング企画の支援募集期間が終了する事業とする。 (3) クラウドファンディングの目標金額が30万円以上のものとする。 (4) 事業は、1団体あたり1事業のみとする。 2 助成対象経費 (1) アドバイザー招聘費 ①謝金 ②旅費 (2) 広報費 (3) リターン品に係る経費 (4) 支払手数料	留意事項	・同年度に「地域づくり団体活動支援事業」又は「都道府県協議会等体制強化事業」の助成を受けた団体は、助成対象外とする。	
根拠法令等	・地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業実施要綱 ・地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業の実施に係る留意事項						
申請時期・手続き等	4	※支援募集開始の2か月前までに交付申請書を提出する。(申請期限は当該年度12月31日)				事例等	事例なし
	5	※全国協議会にて助成の可否を決定 ※助成が認められたら、事業を実施					
	6	※事業完了の1か月後または当該年度3月1日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する。					
	7						
	8						
	9			備考	対象市町村等数 ※		
	10				実施市町村等数(6年度) -		
	11				※補助要件に該当するもの		
	12				全体の申請額が、全国協議会の予算額を上回る場合は、年度途中で申請受付が締切となることもある。		
	1						
2							
3	募集通知(翌年度)		1 助成金 (1) 目標金額の25%又は25万円のいずれか低い額を上限とする。 (2) 助成対象経費の100%以下とする。 2 対象経費 (1) アドバイザー招聘費：謝金及び旅費の額とし、15万円を上限とする。 ①謝金：別途定める金額の範囲内で実際に事業に要する額とし、10万円を上限とする。 ②旅費：実際に事業に要する交通費及び宿泊費の額とし、10万円を上限とする。 (2) 広報費：広報に要する額とし、15万円を上限とする。 (3) リターン品に係る経費：返礼品作成に要する2分の1の額とし、10万円を上限とする。 (4) 支払手数料：手数料の2分の1の額とし、10万円を上限とする。				

助成事業名	市町村振興協会資金貸付事業（市町村振興宝くじ）
-------	-------------------------

国補・県単別	その他	分 類	1－2 3	県 担 当 課	市町村課	室	財政班	内 線	2144
事業実施主体	市町村（政令指定都市を除く）、一部事務組合	関係省庁名	（公財）千葉県市町村振興協会						

事業の目的・概要	千葉県内の市町村の健全な発展を図るため、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための貸付事業を行い、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。			補助対象事業・補助基準等	【貸付対象事業の種類】 貸付対象事業は以下の２種類である。 ①災害時における市町村等の緊急融資事業及び災害防止対策事業 ②市町村等における緊急に整備を要する施設等整備事業 【貸付の要件】 (１) 償還の見込が確実であること (２) 事業計画が適切であること (３) 財務の経理が明確であること ※上記のほか、地方債の同意等を受けているか、又は当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められているものであること。 【貸付期間】 (１) 15年(うち据置期間３年) (２) 12年(うち据置期間２年) (３) 10年(うち据置期間２年) (４) ５年(うち据置期間１年) 【貸付利率】 財務省財政融資資金利率等を勘案し、理事長が定める率 (参考) 令和５年度貸付利率 (１) 15年償還 0.5% (２) 10年償還 0.3% (３) ５年償還 0.3% 【償還方法】 半年賦元金均等償還	留意事項	・資金の貸付を受けた団体は、当該貸付に係る事業が完了したときは、当該事業完了後３週間以内に事業完了報告書に事業の精算状況を記載した書類を添付して市町村振興協会へ提出しなければならない。 ・例年、資金貸付日は当該年度の金融機関の最終営業日の前日となっている。	
	根拠法令等	千葉県市町村振興協会定款 千葉県市町村振興協会基金積立運用規程 千葉県市町村振興協会基金貸付細則					令和４年度貸付実績 2,672百万円 21市１町８組合・89事業 (１) 15年 1,067百万円 (9団体、13事業) (2) 10年 274百万円 (8団体、13事業) (3) ５年 1,331百万円 (27団体、63事業) 令和５年度貸付実績 2,622百万円 22市２町８組合・89事業 (１) 15年 516百万円 (5団体、5事業) (2) 10年 620百万円 (14団体、19事業) (3) ５年 1,486百万円 (24団体、65事業) 令和６年度要望状況 3,382百万円 27市３町８組合・102事業 (１) 15年 383百万円 (4団体、4事業) (2) 10年 768百万円 (15団体、22事業) (3) ５年 2,231百万円 (30団体、76事業)	
申請時期・手続き等	4					事例等		
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12	貸付要望事業及び金額照会						
	1						対象市町村等数	82
							実施市町村等数 (6年度)	38
	2	貸付事業及び貸付額について理事会で決定	補助率・額			備考	対象団体は、千葉市を除く５３市町村及び一部事務組合２９組合	
	3	貸付申込書の提出 貸付決定						

助成事業名	地域イノベーション連携モデル事業
-------	------------------

国補・県単別	その他	分類	1-24	県担当課	市町村課	室等	自治振興室	内線	2147
事業実施主体	市町村、複数の市町村			関係省庁名	(一財) 地域総合整備財団 (ふるさと財団)				

事業の目的・概要	Society5.0 の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる地方公共団体によるケーススタディを行い、成果を全国に発信するとともに、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするもの。		補助対象事業・補助基準等	1 助成対象事業 次の各号のすべてに該当するもの。 (1)市町村が当該年度に実施するもの。 (2)市町村が外部専門家を活用して地域イノベーション連携を実施するもの。 (3)市町村または代表団体が外部専門家または外部専門家が所属する法人と業務の委託契約を締結するもの。 (4)他の市町村における地域イノベーション連携のモデルとなり得るもの。 (5)当該事業に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人等から受けないものであること。	留意事項		
根拠法令等	地域イノベーション連携モデル事業実施要綱 「地域イノベーション連携モデル事業」手引き			2 経費 (1)外部専門家の活用に関する経費。 (2)委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費その他の補助対象事業を実施するために必要となる経費（消費税及び地方消費税を含む。）。ただし、個々の経費が高額になる場合や、耐用年数が1年以上の物品を購入する予定がある場合は、事前に財団の了解を得るものとする。			
申請時期・手続き等	4				事例等		
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10	翌年度募集通知				対象市町村数 54	
	11					実施市町村数（6年度） -	
	12	翌年度交付申請					
	1					備考	
2							
3							
			補助率・額	・補助上限額 700万円以内 ・補助率 補助対象経費の2/3以内			

助成事業名	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
-------	----------------------------

国補・県単別	国補	分 類	1－25	県 主 管 課	市町村課	室	自治振興室	内 線	2385
事業実施主体	地方公共団体、一部事務組合、広域連合	関係省庁名	内閣府						

事業の目的・概要	産官学金労言など多様な主体が積極的に参画し、地域全体で、持続可能で魅力的な地域の共創に向けて行われる、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた地方創生に資する地域の独自の事業に取組みとして、総合戦略に位置付けられ、地域再生計画に記載された事業を支援する。			補助対象事業	事業ごとに具体的な重要業績評価指標（KPI）の設定及びPDCAサイクルを備えられていることを前提として、「地方版総合戦略」に位置付けられた（ないしは交付決定までに位置付けられる予定である）事業であって、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組	留意事項	ソフト事業・拠点整備事業については、他の国庫補助金等を活用する事業において、明確な役割分担の下で、他の国庫補助金等の対象とならない経費に第2世代交付金を活用することは可能である。 なお、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は、原則として支援の対象外であり、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等にかかわらず他の国庫補助金等を優先して活用することを原則とする。	
	・新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱 ・新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱							
根拠法令等				業・補助基準等	【対象事業】 ①ソフト事業 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組など（移住・起業・就業型及びプロフェッショナル人材型の対象事業を除く。） ②拠点整備事業 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備など ③インフラ整備事業 ソフト事業又はハード事業と組み合わせる実施されるインフラの整備	事例等	内閣府・内閣官房総合サイト https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin//index.html ※令和7年度が初年度となるため、デジタル田園都市国家構想交付金の事例を参考として掲載した。 ・令和4年度実施 19団体（推進） 1団体（拠点） ・令和5年度実施 16団体（推進） 5団体（拠点） ・令和6年度実施 16団体（推進） 2団体（拠点）	
	申請時期・手続き等	4	※令和7年度が初年度となるため、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の年間スケジュールを参考として掲載した。				補助率・額	1／2等（※） ※インフラ整備事業については、各省庁の交付要綱に従う 【交付上限額（国費）】 ・ソフト事業 1団体当たり10億円／年度 ・拠点整備事業 1団体当たり10億円／年度 1事業当たり10億円 ・インフラ整備事業 1団体当たりの事業計画期間中の総国費10億円 （単年度目安2億円） 【申請上限件数】 ・10件（地域間連携や政策・施策間連携を行う取組のうち一定の要件を満たすことにより弾力措置の対象とする取組については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。）
5			実施市町村等数（6年度） -					
	6	（第2回）実施計画提出						
	7							
	8	（第2回）内示 （第2回）交付申請 （第2回）交付決定						
	9	10月随時変更						
	10							
	11	12月随時変更						
	12							
	1	（第1回）実施計画提出						
	2	減額変更申請						
	3	（第1回）内示						
	4	実績報告 （第1回）交付申請 （第1回）交付決定						
	5	6月随時変更						

助成事業名	人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金 (旧：長寿社会づくりソフト事業費交付金)
-------	--

国補・県単別	その他	分 類	1-26	県 主 管 課	財政課	室	交付税班	内 線	2073
事業実施主体	市町村	関係省庁名	公益財団法人 地域社会振興財団						

事業の目的・概要	栃木県から発行される地域医療等振興自治宝くじ（通称：レインボーくじ）の収益金をその財源とし、各都道府県及び市（区）町村が高齢社会対策大綱のほか、少子化社会対策大綱やデジタル田園都市国家構想総合戦略などの実現に資するために行うソフト事業に対し、交付金を交付することにより、地域社会の振興に寄与する。			留意事項			
	・地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程 ・人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の手引き						
申請時期・手続き等	4	翌年度募集通知 翌年度交付申請 当該年度交付決定 当該年度実績報告 翌年度内示	補助対象事業・補助基準等	＜令和 7 年度の事業区分＞ ①雇用・就業対策事業 ②健康づくり推進事業 ③介護保険制度等充実支援事業 ④医療対策事業 ⑤福祉対策事業 ⑥学習・社会参加活動促進事業 ⑦住宅・生活環境事業 ⑧高齢社会研究開発のための事業 ⑨こども・若者・子育て支援事業 ⑩地方移住・関係人口創出事業 ⑪その他	事例等	令和 4 年度実施市町村（3 市 1 町） いすみ市、旭市、鴨川市、東庄町 令和 5 年度実施市町村（2 市 2 町 1 村） 鴨川市、香取市、多古町、東庄町、長生村 令和 6 年度実施市町村（2 市 2 町 1 村） 鴨川市、香取市、多古町、東庄町、長生村	
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	1						
2		補助率・額	＜令和 7 年度＞ 1 団体 1 件 300 万円までとする	備考	※補助要件に該当するもの		
3							
4							
5							
					対象市町村等数	※	
					実施市町村等数（6 年度）	5	

助成事業名	新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）
-------	----------------------------

国補・県単別	国補	分 類	1－27	県 主 管 課	デジタル戦略課	室	デジタル戦略班	内 線	2441
事業実施主体	都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合			関係省庁名	内閣府				

事業の目的・概要	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を支援する交付金。			補助対象事業・補助基準等	地方公共団体における以下の取組 ・他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組（TYPE1） ブロックチェーンや AI など新たなデジタル技術を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組（TYPEV） ・「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組（TYPES）	留意事項	申請上限数、補助率及び交付上限額 ① 申請上限数 都道府県：9事業 市区町村：5事業 ※ 上記は TYPE1、TYPEEV を含めた申請上限数を指す ※ 地域間連携事業を実施する場合、団体毎の申請上限件数の枠外措置を設ける		
	根拠法令等	・新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱					【参考】 令和6年度実施市町村（35市町） 千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、君津市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町 ※当交付金の前身であるデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の事例		
申請時期・手続き等	4	TYPE1/V 事前相談				事例等	対象市町村等数		※
	5								
	6								
	7								
	8								
9									
10									
11									
12									
1	実施市町村等数（6年度）						-		
2									
3									
4									
5									
	※TYPE S の申請時期については、別途通知予定。					備考	※ 対象市町村等数は補助要件に該当するもの		
				補助率・額	○ TYPE1 1／2・国費1億円 ○ TYPEV 2／3・国費4億円 ○ TYPES 3／4・事業費3億円				